

●消費生活相談事例●

通信販売はクーリング・オフできない？

インターネットで育毛剤の広告を見て、通販サイトから注文し後日商品が届いた。その後、アレルギーがあるため「育毛剤を使用するとアレルギー反応を引き起こすかもしれない…」と不安になり、販売業者へ電話し、「クーリング・オフして返品する。返金してもらいたい。」と申し出た。しかし、「通信販売にクーリング・オフはなく返品・返金はできない。」と言われ、応じてもらえなかった。(契約当事者：80代女性)

消費者へのアドバイス

インターネットショッピングやテレビショッピングなどの通信販売に、クーリング・オフ制度は適用されません。通信販売の返品の可否や条件は、事業者が定めた特約があれば、それに従うことになります。特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば送料を負担し返品できます。通信販売を利用する際は、返品できるかどうかや返品可能条件などを注文前によく確認しましょう。

●消費生活トピックス●

令和6年1月からNISA(ニーサ)が拡充されました

NISAとは？

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に約20%の税金がかかります。NISAは、一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税に(税金がかからなく)なる制度です。

新NISAのポイント

- 非課税保有期間の無期限化
- つみたて投資枠と成長投資枠を併用可能
- 年間投資限度額の拡充

新NISA制度 ()は従来のNISA	つみたて投資枠 (つみたてNISA)	成長投資枠 (一般NISA)
非課税保有期間	(20年) → 無期限	(5年) → 無期限
年間投資限度額	(40万円) → 120万円	(120万円) → 240万円
非課税投資 保有限度額	(800万円)	(600万円)
	1,800万円	
		1,200万円
投資対象商品	投資信託	株式・投資信託等

投資にはリスクもあります！

株式や投資信託などの金融商品は為替や株価等が変動するため、損失を被る可能性があります。また、投資や副業といった“もうけ話”をきっかけとした消費者トラブルや詐欺にも注意が必要です。

令和6年度 消費生活講座

消費者のみなさんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供します。

回	日時	テーマ・講師	場所
1	5月24日(金) 13:30~15:00	●みんなで見守る社会 ~消費者市民社会への試み~ 講師：外務省国際協力局 審議員(元消費者庁 審議員) 日下部 英紀氏	きらめき プラザ3F
2	9月20日(金) 13:30~15:00	●災害への備え ~大切な命と未来を守るためにできること~ 講師：認定NPO法人 気候ネットワーク 環境教育事業部長(防災士) 広瀬 和代氏	301会議室
3	11月15日(金) 13:30~15:00	●健康寿命と食生活 講師：ノートルダム清心女子大学 人間生活学部食品栄養学科 准教授 焔硝岩 政樹氏	

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※参加費無料。会場には公共交通機関の利用にご協力ください。定員100名先着順です。日時、講師、会場等が変更となる場合があります。

センター からの

2024
春号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2024.3月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- そのURLのタップ、ちょっと待って!
~メールやSMSでのフィッシング詐欺に注意~
- 新生活! ~「もうけ話」に注意~
「暗号資産」(仮想通貨)投資の「もうけ話」
「借金」させて強引に契約を迫る副業の勧誘
- 消費生活相談事例
「通信販売はクーリング・オフできない?」
- 消費生活トピックス
「令和6年1月からNISAが拡充されました」
- 消費生活講座ご案内

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… 086(226)0999 火曜日~日曜日 9:00~16:30

津山分室 …… 0868(23)1247 月曜日~金曜日 9:00~12:00・13:00~16:30

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086(227)3715

ホームページ: <https://www.pref.okayama.jp/site/syohi/>
X(旧Twitter) アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス等 山陽新聞・さりお(生活情報紙)・おかもコープ機関誌 毎月掲載

そのURLのタップ、ちょっと待って! ~メールやSMSでのフィッシング詐欺に注意~

利用している銀行からスマートフォンにセキュリティ強化のメールが届いた。記載されているURLをタップしサイトにアクセスした。IDやパスワードを求められる画面が表示され入力した。その後、ATMから出金しようとしたところ、残金が0円になっていた。すぐに銀行に連絡し口座を凍結してもらったが、別の銀行の口座に送金履歴があることがわかった。

【至急】

お客様口座セキュリティ強化のため一時利用停止中です。再開の手続きをしてください。

<http://〇〇〇〇〇.com>

●利用したことのある金融機関などからの連絡でも、メールやSMSに記載されたURLのサイトに安易にアクセスせず、公式ホームページや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。

●金融機関、通販サイト、クレジット会社、宅配業者等を装ってメールやSMSを送信し、IDやパスワード、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取・不正利用するフィッシング詐欺に関する相談が多く寄せられています。

●フィッシング詐欺かもしれないサイトにアクセスしてしまっても、個人情報を絶対に入力しないようにしましょう。万が一、入力した後にフィッシング詐欺と気づいた場合は、すぐに金融機関等に連絡しましょう。

●少しでもおかしいと思ったら、お住まいの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



新生活！～「もうけ話」に注意～

春は、進学・就職で若者が一人暮らしを始めるなど新生活をスタートする時期です。新生活でつまづかないよう、若者の被害が多い「もうけ話」に関連するトラブルの事例や、トラブルから身を守るためのアドバイスなどを紹介します。

「暗号資産」(仮想通貨) 投資のもうけ話

こんなトラブルが…

マッチングアプリで知り合った相手から暗号資産による投資を勧められた。取引アプリで2万円分の仮想通貨を購入し、指定されたサイトで投資した。

3万円ほど利益が出て、アプリ内に開設した口座から出金できた。相手に促され、追加で30万円の投資をしたところ、再度利益が出た。出金しようと投資サイト業者へ連絡したが、「出金するためには税金がかかり、60万円を支払わなければ出金はできない」と言われた。



利益を出金しようとする…



アドバイス

- マッチングアプリ等で知り合った相手や紹介された相手から、「簡単にかせげる」などと言われ暗号資産(仮想通貨)等の投資を勧められても、うのみにしないで**本当に信用できる相手かどうか慎重に判断**しましょう。
- 暗号資産(仮想通貨)への投資や、FX(外国為替証拠金取引)などの金融商品の取り扱いには、金融商品取引業の登録が必要です。暗号資産(仮想通貨)を購入したりFXをする際は、取引業者が登録業者かどうか、金融庁のホームページで登録の有無を確認しましょう。

「借金」させて強引に契約を迫る副業の勧誘

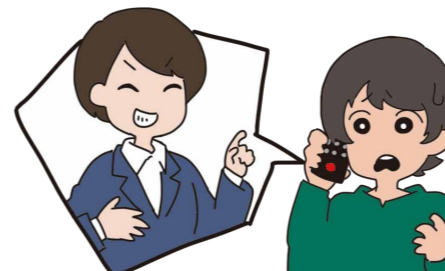
こんなトラブルが…

SNSで「副業を始めませんか?簡単に稼げます」という広告を見て副業に興味を持ち、広告サイトにアクセスし申し込み登録をした。翌日、サイト業者から「もうかるまでサポートする」という連絡があり、100万円コースのサポートプランを勧められた。「そんなお金はない」と断ったが、「お金は借りればよい。もうけですぐ返済できるし途中でやめても返金できる」と強引に契約を迫られた。



借金させる手口①

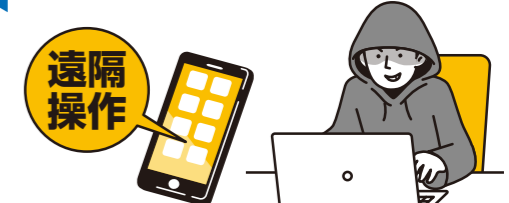
業者に言われるままに消費者金融のサイトから借金。



借金させる手口②

スマホを遠隔操作できる画面共有アプリをインストールするよう業者から指示されインストールすると業者の操作で消費者金融のサイトやクレジットカードを利用して借金。

サポートは参考にならないメールが届くだけ…もうけることができず借金だけが残った



アドバイス

- 副業などの申込みや契約をする際に「もうけるためには必要」などと言われ、サポート料やマニュアルなど情報を得るための費用として、さまざまな名目でお金を支払わされることがあります。また、最初に少額の情報商材等を販売してからさらに利益を得るためのサポート等として高額なサービス契約に誘導し、十分に検討する時間を与えず、すぐに契約させようとすることもあります。
- 「お金がない」と断ろうしても、「100%元が取れる」「サポートする」「もうかなければ返金する」「借金してもすぐ返せる」など、借金やクレジットを勧められます。しかし、これらの業者の説明は守られないことがあります。
- 決断を急かされても、**借金をしてまで契約しない**よう慎重に判断しましょう。
- 契約の取消しやクーリング・オフ等ができる場合もあります。不安になったり、トラブルになった場合は、早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

不安に思ったとき、トラブルにあった時は、お住まいの消費生活相談窓口にご相談しましょう。
消費者ホットライン (局番なし) 188 (身近な消費生活相談窓口につながります)